

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
1	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		<p>前回質疑回答にて事業スケジュールの設定については契約後に「協議を行う」と回答いただきましたが、提案書の一部として提出している工程表に対し、契約後に事業者都合で事業スケジュールを変更することは契約不履行になる認識ですが宜しいでしょうか。また契約後に事業スケジュールを見直していただける明確な条件を教えてください。(事業者から適正な必要工期をご提示させていただければ延長を認めていただけるものなのかもご教示ください。)</p>	<p>前段について、お見込みのとおりです。 後段について、事業契約締結後、法改正等に伴い社会経済情勢に大きな影響が生じたこと等により、国から新たな工期の算定方法等が示された場合において、事業者が国の通知等に則った施設整備期間の見直しを行った結果、維持管理・運營業務の開始日の変更が必要なときは、事業契約書(案)に定めるところにより、協議を行います。 なお、令和8年12月の給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。</p>
2	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		<p>改めて設計建設期間の延長、開業時期の延伸を希望しますが、今回の質疑回答で明確な事業スケジュールの変更が明示いただけず、契約後に協議による事業スケジュール変更を行ってしまうと入札時の要求水準に合致せず公平性を欠くことになるため、事業スケジュールについては今回質疑回答で明確にお示しください。</p>	<p>令和8年12月の給食提供開始が要求水準です。 ただし、給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。</p>

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
3	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		<p>設計建設期間について、貴市の想定設計期間をご教示ください。</p> <p>本計画は貴市開発事業基準条例に該当する施設であり、担当課との協議はもちろん、ポスティングや戸別訪問が必要な近隣説明等時間を要する手続きです。公表されている期間や貴市開発調整課様と協議したところ最低4.5カ月は要することになっておりその後の確認申請等も含め法条例手続き期間だけでも最低7カ月はかかると思われます。通常は法条例手続き前に基本設計等の検討調整期間も必要です。</p>	<p>本事業は、施設の整備・運営・維持管理を一体的に行うPFI事業として実施するものであり、建物の構造・規模等についてこれを実施する事業者の提案に委ねることと同様に、設計・建設のそれぞれの期間について、市で想定するものではありません。</p> <p>なお、令和8年12月の給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、関係機関等との協議に向けた設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。</p>

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
4	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		<p>設計建設期間について、貴市の想定建設期間をご教示ください。</p> <p>労働基準法改正により2024年度から建設業での時間外労働の上限が適用されますが、22カ月は非常に厳しいスケジュールと認識しています。短期間での竣工を目指す場合、人的リソースをより多く確保しなければならない状況になると考えますが、そういった特殊条件を想定した工期設定でしょうか。また、人的リソースの確保については通常より多くの建設コストがかかると思われませんが事業予算についてもコストアップを想定されて試算されているという認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>本事業は、施設の整備・運営・維持管理を一体的に行うPFI事業として実施するものであり、建物の構造・規模等についてこれを実施する事業者の提案に委ねることと同様に、設計・建設のそれぞれの期間について、市で想定するものではありません。</p> <p>なお、令和8年12月の給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。</p> <p>また、一週間のうち任意の2日を休工日として確保することは、要求水準としていません。</p> <p>なお、設計・建設期間及び予定価格については、他市の実績及び国の通知等を踏まえ設定したものです。</p>
5	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		<p>上記事業スケジュールに関する回答は入札参加の検討において非常に重要な事項であるため回答を5月10日ではなく1週間程度(4月19日程度)で先行回答いただけませんか。</p>	<p>入札説明書にお示ししたスケジュールにより、事業者の募集及び選定を行います。</p>

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
6	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		設計・建設期間について、「令和6年12月～令和8年9月(約22か月間)」と記載がございますが、相模原市開発基準条例手続き、労働基準法改正、労務不足、品質・安全・コストの確保をするためには、設計・建設期間は29か月必要と考えます。上記設計・建設期間が29か月に延長可能か否かにつきましては、本事業の取組スケジュール上、4月16日(火)までにご回答願います。	令和8年12月の給食提供開始が要求水準です。 ただし、給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。
7	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		設計・建設期間を29か月に延長できない場合は、公平性の観点から、提案時に設計建設期間の延長協議ができない旨、第1回質問等に対する回答で明記して下さい。	令和8年12月の給食提供開始が要求水準です。 ただし、給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。
8	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		すでに提案図面作成は進めており、スケジュールを計画したところ22ヶ月では間に合わないことが判明しました。理想的な提案とするためには設計・建設期間が短いことが障害になっております。期間の延長を希望しますので明確な回答をお願い致します。	令和8年12月の給食提供開始が要求水準です。 ただし、給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
9	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		<p>設計・建設期間が(約22か月間)と記載されておりますが、建設業は2024年問題がある中、約22ヶ月は期間として短く、このままでは参加が困難な状況かと思っておりますので、期間の延長について明確なご判断をお願いいたします。</p>	<p>令和8年12月の給食提供開始が要求水準です。 ただし、給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。 なお、本事業は、施設の整備・運営・維持管理を一体的に行うPFI事業として実施するものであり、建物の構造・規模等についてこれを実施する事業者の提案に委ねることと同様に、一週間のうち任意の2日を休工日として確保することは、要求水準としていません。</p>
10	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		<p>設計・建設期間について、令和6年12月～令和8年9月(約22か月間)とあるが、民間事業者が相対している様々な事情によると、この期間設定は厳しすぎると考える。このタイトなスケジュールに計画が破綻した場合は、もちろん事業者の履行責任が伴うのは理解するが、相模原市においてもその要求により発生するリスクをコントロールできなかったことに対する責任を事業者と共に負っていただけるのか。</p>	<p>施設の引渡予定日の変更に伴う増加費用等の負担については、事業契約書(案)にお示しするとおりです。 なお、令和8年12月から給食を提供できることが要求水準となります。 給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。</p>

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
11	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		<p>設計・建設期間について、令和6年12月～令和8年9月(約22か月間)とあるが、開発手続き、労基法の改正、現場の担い手不足、コスト高騰などへの対応に、大手企業もままならない状況であるが、地元企業の規模ではそれに輪をかけて対応が困難な状況である。</p> <p>事業者サイドで検討を重ねているが、従来方式ではどうしても計算が合わず、これを達成するには事業所の勤務態勢を2勤制/日にするなど様々な検討をしたが、事業所周辺の環境配慮やそれを可能にするための民間事業者間の連携においても非常に困難な状況である。</p> <p>事業のスケジュールに、生徒への安心・安全の配慮以外に上記のような整備事業に関する周辺住民の生活や市内事業者の労務状況への配慮などなされているのか疑問である。それらも踏まえ、スケジュールの再検討をお願いしたい。</p>	<p>令和8年12月の給食提供開始が要求水準です。</p> <p>ただし、給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。</p> <p>なお、本事業は、施設の整備・運営・維持管理を一体的に行うPFI事業として実施するものであり、建物の構造・規模等についてこれを実施する事業者の提案に委ねることと同様に、一週間のうち任意の2日を休工日として確保することは、要求水準としていません。</p>
12	入札説明書	募集及び選定スケジュール	4	2	3			<p>競争的対話の実施時期を早めていただきましたが、提出締め切りも早まり、競争的対話実施から提案書提出までの調整期間は実施方針時と変わらないため、さらに対話時期を早めていただくことを希望します。</p>	<p>現行のとおりとします。</p>

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
13	入札説明書	募集及び選定スケジュール	4	2	3			10月上旬に基本協定締結とありますが、設計・建設期間が約22カ月と短いため基本協定締結後すぐに事前協議、基本設計の着手及び協議、測量及び地盤調査を開始して良いと考えてよろしいでしょうか。	事業契約締結前の準備行為については、基本協定書(案)第7条にお示ししているとおり、事業者の責任と費用において、設計に関する打合せを含め、必要な準備行為を行うことができることとし、市は、必要かつ可能な範囲で事業者に協力するものとしています。
14	入札説明書	募集及び選定スケジュール	4	2	3			「落札者の選定・決定・公表」から「仮契約締結」までの期間について、基本協定書締結やSPC設立業務に時間を要するため、最低でも1ヶ月半程度は頂きたく、再検討頂けないでしょうか。	現行のとおりとします。
15	入札説明書	入札説明書等に関する第2回質問等の受付・回答	6	2	4-5			送付先で「※E-mailの件名は「【入札説明書等に関する質問等】(登録番号)」とすること。」とありますが、事業者ごとの提出と思われますので、第1回質問時と同様に(登録番号)ではなく(団体名)でよろしいでしょうか。	入札参加資格確認結果通知においてお知らせする登録番号を記載してください。
16	入札説明書	入札を辞退する場合	9	2	5-4			入札を辞退した場合、ペナルティは生じますでしょうか。	入札の辞退を理由として不利益な扱いを受けることはありません。
17	入札説明書	特別目的会社の設立等	16	3	3			SPCを事業用地地内に設立することも可とありますが、仮契約締結時までに事業用地の住所(神奈川県相模原市緑区大島1226)をSPCの登記に使用してよいとの理解でよろしいでしょうか。	法令等を遵守する範囲において、お見込みのとおりです。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
18	入札説明書	入札時算定 用年間給食 提供食数	18	4	5			各四半期ごとに請求額を算定するにあたり、各年度の四半期ごとの提供予定食数を設定頂けると幸いです。なお初年度と最終年度については、12月単月、7月単月の食数をご教示ください。またアレルギー食・ミキサー食についても同様の情報をご教示頂けると幸いです。	様式H-3-2(市の支払う対価【四半期別】)に記載のとおりです。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
1	要求水準書							令和6年1月26日版から変更した部分を朱書き等でお示し頂けないでしょうか。	変更部分をお示しする予定はありません。
2	要求水準書	事業の実施スケジュール	2	1	4	(1)		実施方針時より、労働基準法改正などの理由で設計・建設スケジュールの延長をお願いしていましたが、再検討頂くことはできませんでしょうか。また、今回の質問にて設計・建設スケジュールの変更を認めて頂けない場合、不可抗力などの理由がない限り、その後の変更は選定の公平性を欠くこととなります。設計・建設スケジュールに関しては本公募については今回の質問で最終決定として頂けますようお願い致します。	令和8年12月の給食提供開始が要求水準です。 ただし、給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。 なお、事業契約締結後、法改正等に伴い社会経済情勢に大きな影響が生じたこと等により、国から新たな工期の算定方法等が示された場合において、事業者が国の通知等に則った施設整備期間の見直しを行った結果、維持管理・運営業務の開始日の変更が必要なときは、事業契約書(案)に定めるところにより、協議を行います。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
3	要求水準書	事業の実施スケジュール	2	1	4	(1)		<p>実施方針の際の質疑回答にて、設計・建設期間に関するスケジュールについて、「現時点で変更は予定していませんが、令和6年度以降労働基準法改正の影響等も見極めながら必要に応じて、契約後も設計・建設期間について、協議を行います。」とありましたが、どのような資料をご提示できれば設計・建設期間の延長が妥当と判断(見極めて)頂けますでしょうか。</p>	<p>事業契約締結後、法改正等に伴い社会経済情勢に大きな影響が生じたこと等により、国から新たな工期の算定方法等が示された場合において、事業者が国の通知等に則った施設整備期間の見直しを行った結果、維持管理・運営業務の開始日の変更が必要なときは、事業契約書(案)に定めるところにより、協議を行います。</p> <p>なお、給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。</p>
4	要求水準書	事業の実施スケジュール	2	1	4	(1)		<p>事業スケジュール(予定)との記載がありますが、現時点で維持管理・運営期間の開始時期が後ろ倒しとなる見込みはございますか。</p>	<p>現時点において、維持管理・運営期間の変更は見込んでいません。</p> <p>令和8年12月の給食提供開始が要求水準です。</p>
5	要求水準書	事業の実施スケジュール	2	1	4	(1)		<p>設計・建設期間が約22か月に設定されており、残業規制や昨今の労務・資材の調達状況を考慮すると、非常に厳しい設定であると考えております。つきましては設計・建設を実施するにあたり十分な期間を確保頂くことを要望致します。</p>	<p>令和8年12月の給食提供開始が要求水準です。</p> <p>ただし、給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。</p>

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
6	要求水準書	施設整備業務	2	1	4	(2)	ア (ア) b	設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続等の業務とありますが、確認申請や構造適判等は民間審査機関を利用して良いでしょうか。	民間審査機関の利用については、事業者の提案に委ねます。
7	要求水準書	インフラ整備状況	7	1	5	(1)	イ	建物規模、調理能力などから判断すると、給水引込径は75φ程度が必要と考えます。参考資料3-1「インフラ現状図(上水道)」の本管サイズから、引き込みは可能と判断してよろしいでしょうか。	インフラ事業者を確認するなどにより、実現可能な提案となるよう事業者の責任において判断してください。
8	要求水準書	インフラ整備状況	7	1	5	(1)	イ	都市ガスに関するインフラの状況の記載がありますが、ガス釜および炊飯設備は平時からLPガスを原則とする旨の記載があります。本計画はLPガスによる計画と考えて宜しいでしょうか。	回転釜2台以上及び連続炊飯システムについて、平時から原則、LPガスを熱源とすることが要求水準であり、それ以外の熱源は、事業者の提案に委ねます。
9	要求水準書	施設概要その他	8	1	5	(1)	カ (イ)	事業用地には、スプリンクラー・散水栓等が敷設されている旨の記載がありますが参考資料5-3「運動場整備工事設計図」の画質が荒いため、読み取ることが出来ません。分割して拡大した資料を開示頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえ、原本の閲覧を可とします。 希望する場合は、次のとおり、電子メールで申し込みください。 〈申込先〉 ・相模原市教育委員会教育局学校給食課 企画推進班 ・電子メールアドレス: gakkokyushoku@city.sagamihara.kanagawa.jp ・閲覧場所:相模原市役所内 〈注意事項〉 ・古い図書につき、原本であっても不鮮明であることをあらかじめご了承ください。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
10	要求水準書	施設概要 その他	8	1	5	(1)	カ	高校跡地の事業敷地外の部分は、施設整備期間中、工事の作業ヤードとしての利用や、工事車両の通行が可能なものと考えて宜しいでしょうか。	高校跡地のうち事業用地外の使用は認められないため、誤認が生じないように要求水準書に当該記載を追記します。
11	要求水準書	施設概要 その他	8	1	5	(1)	カ	本施設整備完了後に解体予定の校舎について、施設整備期間中、現場事務所として利用することは可能でしょうか。また、可能な場合は条件等ございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	高校跡地のうち事業用地外の使用は認められないため、誤認が生じないように要求水準書に当該記載を追記します。
12	要求水準書	事業期間を通じた食数推移、配送校の追加等	9	1	5	(3)	イ (ウ)	コンテナの数の追加等を要さない範囲を原則とすると記載ありますが、最大調理数8,000食は超えない食数という理解でよろしいでしょうか。その場合、配送校の増加に対応するための施設側での対応とはどのような状況を想定されているかご教示お願いいたします。	前段について、お見込みのとおりです。後段について、要求水準書において、配送校の増加に対応するための施設側での対応(コンテナ保管庫設置スペースの確保や予備配管の整備等)については、事業者の提案も可能とすることとしています。
13	要求水準書	配送校	9	1	5	(3)	イ (イ)	学校再編の為、同ページ記載の配食単位(食器食缶セット数)を超える食器、食缶、コンテナ等が必要になった場合は、市の負担により対応していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	原則として、コンテナ数等の追加を要しない範囲を想定していますが、負担については、事業契約書(案)別紙2の1(4)エ③に記載のとおりです。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
14	要求水準書	事業期間を通じた食数推移、配送校の追加等	9	1	5	(3)	イ (ウ)	配送校の追加・変更は「コンテナ数等の追加等を要さない範囲を原則」とありますが、一方で「コンテナ保管庫設置スペースの確保(中略)事業者の提案も可能」とあります。コンテナ台数は、平面計画に大きく影響するため”、追加が不要なのか、追加を想定したほうがよいのか”は、事業者ではコントロールできないため、指定していただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
15	要求水準書	事業期間を通じた食数推移、配送校の追加等	9	1	5	(3)	イ (ウ)	『事業期間を通じて、津久井地区・城山地区の給食センターの再編に伴う各センターの配送校や小学校を含む配送校の追加・変更を行うことを想定している』との事ですが、追加変更があった場合は、変更契約との理解でよろしいでしょうか。	配送校数の増減等が生じた場合は、協議を行います。
16	要求水準書	事業期間を通じた食数推移、配送校の追加等	9	1	5	(3)	イ (ウ)	『事業期間を通じて、津久井地区・城山地区の給食センターの再編に伴う各センターの配送校や小学校を含む配送校の追加・変更を行うことを想定している』との事ですが、記載に小学校がありますが、献立数等変わる事はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	要求水準書	手作り調理について	10	1	5	(3)	エ	「参考資料9」調理指示書例の10月4日にございます、あじのソースフライで使用するあじフィレのサイズ(縦×横)と揚げ時間をご教示ください。	あじフィレのサイズは個体差がありますが、13～14cm×5～6cm程度、揚げ時間は7～8分程度を想定しています。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
18	要求水準書	手作り調理について	10	1	5	(3)	エ	<p>手作り調理について、「手作り調理を基本とし、以下の調理作業については本施設内で行うことを基本とする。」と記載があり(ア)～(カ)まで示されています。また、参考資料9「調理指示書例」があり、この2つが参考として考えております。</p> <p>市では北部学校給食センターと南部学校給食センターの2つの事業が同時進行しており、その2つの「手作り調理」が同じ提案内容となることは考えにくく、給食の調理工程に差が出来てしまうと思います。</p> <p>そのため、手作りの調理については、最終的に北部と南部において、差が出ないように調整するのでしょうか。</p>	現時点において、調整は想定していません。
19	要求水準書	手作り調理について	10	1	5	(3)	エ	<p>「手作り調理を基本とし、以下の調理作業については本施設内で行うことを基本とする。」と記載があり(ア)～(カ)まで示されています。(カ)の最後に「など」と記載があります。</p> <p>この「など」は、事業者が提案する内容との理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
20	要求水準書	手作り調理について	10	1	5	(3)	エ	<p>「(イ)だしやスープは、削り節や昆布、鶏ガラ、豚骨等からとる。」と記載があります。参考資料9では、鶏ガラパック(だし用)を使用する記載があります。</p> <p>「鶏ガラ、豚骨等」は、リスクが高い食材ですが、それでも使用すると理解でよろしいでしょうか。仮に使用する場合、必要な調理設備を検討するため、その工程をご教示ください。</p>	鶏ガラや豚骨は、不織布等でパック詰めされた物資を想定しています。調理工程については、回転釜に湯を沸かし、鶏ガラパックや豚骨パックを投入し、アクを取りながら煮出してスープをとります。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
21	要求水準書	手作り調理について	10	1	5	(3)	エ	要求水準書(案)に記載されていた「※既製品の使用を想定しているハンバーグやコロッケ等について、手作り可能とする事業提案があった場合、加点の対象とすることを検討している。」の一文が削除されています。落札者決定基準のP12に記載されている「手作り調理について、実効性のある提案がなされているか」の「手作り調理」とは、要求水準書P10に記載されている”揚げ物や焼物の下味付け、衣着け”や”カレーやシチューのルー作り”であって、”ハンバーグ、コロッケ、餃子”などの成型を伴う調理は、まったく想定していないとの理解でよろしいでしょうか。	当該記述の削除は、落札者決定基準の作成に伴い、時点修正を行ったものです。落札者決定基準に記載の手作り調理とは、要求水準書及び参考資料に記載の事項に加え、成型を伴う調理等の事業者提案があった場合、当該提案内容を含みます。
22	要求水準書	アレルギー対応食提供品目数	10	1	5	(3)	オ	「1献立で複数の料理に同一アレルギーが入らないように考慮する」とありますが、”異なるアレルギーは1献立中に同時に入る可能性はある”という理解でよろしいでしょうか。その場合、A、Bの2献立で同時に提供する品目の最大数は何品目になるのでしょうか。(アレルギー食用容器の1日当たりの使用数から、最大240品(容器120個×2種類)をつくる可能性があると思いますが、”2品(例えば主菜、汁物)×120食分”と”8品(主食、主菜、副菜、汁物×2献立分)×30食分”では、必要な設備や人件費が大きく変わるため)	前段について、お見込みのとおりです。後段について、2献立で同時に提供する最大品目は、4品目を想定しています。
23	要求水準書	ミキサー食	10	1	5	(3)	オ	ミキサー食は、何段階ぐらいに別れて調理を想定されておりますか。	ミキサー食は、2段階を想定しています。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
24	要求水準書	防災力の向上	12	2	2	(1)	エ (イ)	「ライフライン停止時においても、8000食の米飯、副食の調理が最低でも1回は可能な施設」とあるが、施設の動力源が断たれた場合に備え、それ以外のエネルギーを活用して供給する専用設備を設けることという解釈で良いか。	お見込みのとおりです。 なお、連続炊飯システム及び回転釜(ガス釜2台以上)について、インフラ停止時においても使用可能な設備とすることを要求水準としています。
25	要求水準書	環境負荷の低減	12	2	2	(1)	オ (ア)	ZEB認証(ZEB Ready以上)を取得すると思いますが、BELS認証が必須ということでしょうか。	ZEB認証(ZEB Ready以上)の取得が要求水準につき、BELS認証の取得については、事業者の提案に委ねます。
26	要求水準書	環境負荷の低減	12	2	2	(1)	オ (ア)	「ZEB認証(ZEBReady 以上)を取得する。」とございますが、ZEB認証には一般的な設計期間プラス3ヵ月程度必要となります。設計建設期間が十分でないため、要求水準からはずしていただけないでしょうか。	現行のとおりとします。 なお、令和8年12月の給食提供開始が要求水準です。 ただし、給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。
27	要求水準書	構内通路、駐車場等	15	2	2	(2)	イ (エ) c	令和5年度の使用料(14,135円/m ²)について、南部と金額に大きく差がありますが記載の通りの金額でよろしいでしょうか。	記載のとおりです。 なお、当該額は、使用料ではなく、使用料の算定に用いる固定資産評価額です。
28	要求水準書	構内通路、駐車場等	15	2	2	(2)	イ (エ) c	令和6年度以降の評価額の見直しの方向性について、費用の増減等現状わかる範囲でご教示いただけますでしょうか。	令和6年度の使用料算定に用いる固定資産評価額は23,250円/m ² です。当該評価額は、原則として、3年ごとに見直しを行います。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
29	要求水準書	構内通路、 駐車場等	15	2	2	(2)	イ (エ) c	駐車場は本事業の調理員雇用に必要な要素にもかかわらず、駐車場料金が発生しますと事業費を圧迫してしまいます。駐車場使用料金を免除いただくことはできますでしょうか。	使用料の免除は一定の事由に該当する場合に限られるため、無償にはできません。
30	要求水準書	構内道路、 駐車場等	15	2	2	(2)	イ (エ) c	c 構内通路、駐車場等 (d)事業者用駐車場について、土地使用料を求めている。 事業者がより良い運営のために創意工夫する提案に対して、事業用地を有効に活用すればするほど事業費用が膨らむという仕組みは、コストの削減を望む貴市の理念と相反すると感じる。事業者の工夫やノウハウを発揮して運営を持続可能にする取組に対して、土地使用料を徴収するような取組はお考え直しいただきたい。	使用料の免除は一定の事由に該当する場合に限られるため、無償にはできません。
31	要求水準書	構内道路、 駐車場等	15	2	2	(2)	イ (エ) c	事業者用駐車場は「相模原市市有財産条例」の規定に基づき使用料を市に納める。と記載があり、後述にある14,135円/m ² は年間使用料という理解で宜しいでしょうか。	当該額は、使用料ではなく、使用料の算定に用いる固定資産評価額であり、使用料の年額は、この額に100分の3を乗じて得た額です。
32	要求水準書	換気・空調 設備	18	2	2	(2)	イ (カ) b (b) ⑤	「空調及び換気給排気口は結露対策を施す」と記載がありますが、結露の発生が想定される調理ゾーンに結露対策を施すことと考えて宜しいでしょうか。	要求水準を満たした上で、施設維持管理、給食調理等に支障のない限りにおいて、事業者の提案に委ねます。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
33	要求水準書	換気・空調設備	18	2	2	(2)	イ (カ) b (b) ⑥	「室圧・フィルター差圧を常時管理する」と記載がありますが、調理中は扉の開け閉めが頻繁に行われるため、室圧が一定に保たれることはありません。従って、引渡し前に扉の開閉がない状態で室圧が正常であることを確認したうえで先行事例同様に差圧計によりフィルター差圧を監視し、異常発生時は自動通報により、即座に対応できるようにしておけばよいという理解でよろしいでしょうか。	可とします。 なお、他の仕様等についても、要求水準を満たした上で、施設維持管理、給食調理等に支障のない限りにおいて、事業者の提案に委ねます。
34	要求水準書	換気・空調設備	18	2	2	(2)	イ (カ) b (b) ⑦	「空調機のフィルター差圧を常時表示し観察する」と記載がありますが、フィルター差圧を監視する必要があるのはセントラル方式の空調機とし、個別空調方式の天井カセット形のような空調機は対象外と考えてよろしいでしょうか。	可とします。
35	要求水準書	換気・空調設備	18	2	2	(2)	イ (カ) b (b) ⑦	「市職員用事務室及び事業者用事務室での集中管理を可能とする。」と記載ありますが、集中管理は空調機のみと考えてよろしいでしょうか。また事業者用事務室を主として給食エリアを含めた全体の集中管理を行い、市職員用事務室を副として、一般エリアのON・OFF操作程度と考えればよろしいでしょうか。	前段について、当該要求水準は、換気・空調設備の集中管理を求めるものです。 後段について、市職員用事務室においても給食エリアを含む全体のON・OFFを可能としてください。
36	要求水準書	給水・給湯設備	19	2	2	(2)	イ (カ) b (c) ④	受水槽の緊急遮断弁は、先行事例同様、水槽内の水が流出しない様、受水槽二次側に計画すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
37	要求水準書	排水設備・除害施設	19	2	2	(2)	イ (カ) b (e) ②	「汚染作業区域の排水は、非汚染作業区域を通過しない構造とする」とございますが、給食センターの一般的な施工事例では、地下ピット内において、構造上、汚染作業区域の排水が、非汚染作業区域を通過する計画となっています。排水が非汚染作業区域天井面に漏水することを防止できる計画とする理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たした上で、施設維持管理、給食調理等に支障のない限りにおいて、事業者の提案に委ねます。
38	要求水準書	排水設備・除害施設	19	2	2	(2)	イ (カ) b (e) ③	「冷却コイル、エアコンユニット及び蒸気トラップからの排水管は、専用の配管で、調理室外へ排出できる構造とする」につきまして、ドレン排水のみの単独排水管とした場合、排水量が少ないため管内でチョウバエなどが発生する可能性が高くなります。安全性を確保するため、防臭等の対策を講じたうえで、それぞれ最寄りの排水管に接続してもよろしいでしょうか。	要求水準を満たした上で、施設維持管理、給食調理等に支障のない限りにおいて、事業者の提案に委ねます。
39	要求水準書	その他防鼠・防虫設備	19	2	2	(2)	イ (カ) b (i) ①	「給排気口及び排水側溝、空調ドレンに適切な格子幅のSUS製防虫ネットを備える」と記載がありますが、防鼠・防虫対策に講じていれば、防虫網以外の対策(フィルターやトラップの設置など)としてもよろしいでしょうか。	要求水準を満たした上で、施設維持管理、給食調理等に支障のない限りにおいて、事業者の提案に委ねます。
40	要求水準書	排水設備・除害施設	19	2	2	(2)	イ (カ) b €	汚水と雑排水は合流方式と考えてよろしいでしょうか。	要求水準を満たした上で、施設維持管理、給食調理等に支障のない限りにおいて、事業者の提案に委ねます。
41	要求水準書	アレルギー対応食について	20	2	2	(3)	イ (イ)	アレルギー対応食専用室には、全て(4品目)のアレルゲンを一切持ち込まないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
42	要求水準書	手作り調理について	20	2	2	(3)	イ (ア)	想定調理工程について「炒める、煮る⇒炊飯」とありますが、炊き上がったご飯に具材を混ぜ込む工程といった認識でよろしいでしょうか。	炊飯後に具材を混ぜ込む後混ぜ、具材を加えてから炊飯する炊込みのどちらの調理工程も想定しています。
43	要求水準書	炊飯設備について	20	2	2	(3)	イ (エ)	「熱源に応じて備蓄等の必要な対策を講じる」とありますが、「熱源に応じた必要な備蓄」とは、例えば、「LPガスの予備、非常用発電機の燃料」というようなことでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	要求水準書	食材の取り扱について	20	2	2	(3)	イ (オ) d	廃油については、市による売払いを予定しているため、適切に保管できる設備を設けると記載ありますが、廃油保管は一斗缶による保管でしょうか。想定されている保管方法を教示願います。また、廃油回収頻度についても合わせて教示願います。	保管方法については、事業者の提案に委ねます。なお、既存給食施設では、一斗缶による回収と廃油タンクからの直接回収どちらの実績もあります。また、回収頻度については、月2回程度を想定しています。
45	要求水準書	食材の取り扱について	20	2	2	(3)	イ (オ) c	同日に2献立とも卵を使用することはありますでしょうか。また、その場合、鶏卵(殻付き)と冷凍液卵を両方使用することはありますでしょうか。	同日に2献立とも卵を使用する想定はしていません。
46	要求水準書	給食食材の備蓄について	21	2	2	(3)	イ (カ) b (a)	「食品の遅配や給食センター内の停電等の際であっても、学校開校中の給食を停止することのないよう、予備食としての給食(以下「応急給食」という。)」とありますが、副食(レトルトカレー等)は、提供時、本施設で加熱など行うのでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
47	要求水準書	給食食材の備蓄について	21	2	2	(3)	イ (カ) b (c)	「副食(レトルトカレー等)については、段ボール(430×290×170mm程度)600個程度を想定」とありますが、この副食は防災備蓄倉庫で保管するとの理解でよろしいでしょうか。仮にそうではない場合、防災備蓄倉庫で保管してもよいでしょうか。	防災備蓄倉庫に係る要求水準を満たす限りにおいて、副食用食材を防災備蓄倉庫で保管することについても可とします。なお、防災備蓄倉庫は、給食センターの市職員以外の者も使用することを想定し、給食運営上も、支障のない提案としてください。
48	要求水準書	防災備蓄倉庫	22	2	2	(3)	ウ (ア) c (c)	「備蓄品の維持管理に必要な温湿度管理が可能な仕様」と記載がありますが、一般的にレトルト食品は常温保管で問題ないとされるため、高温多湿とならない様、空調された部屋からパスタクトで常温程度を確保する提案としてもよろしいでしょうか。乳幼児向けの食品は温度管理が必要でしたら維持管理に必要な温湿度をご教示いただけませんかでしょうか。	常温(25℃以下、湿度80%以下)としてください。
49	要求水準書	揚物機	24	2	2	(4)	イ (ウ) b	揚げパンに使用するパンのサイズ(縦×横×厚み)をご教示ください。	パンは粉重量での発注となり、焼きあがりに個体差がありますが、目安としては縦20cm×横5～7cm×厚み4～7cm程度を想定しています。
50	要求水準書	防災備蓄倉庫	22	2	2	(3)	ウ (ア) c	防災備蓄倉庫(d)「高齢者向けレトルト食品(約10,050食)」「乳幼児向け食品(約4,150食)」の想定される外形寸法等ございましたら、ご教示ねがいます。	現時点で決定しているものではありませんが、一般的な仕様として、乳幼児向け食品として液体ミルク350mm×250mm×150mm(200ml×24缶/1箱)及び粉ミルク550mm×280mm×200mm(810g×8缶/1箱)、高齢者向けレトルト食品500mm×300mm×250mm(50袋/1箱)程度を想定してください。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
51	要求水準書	食器・食器カゴ及び食具等	31	2	2	(10)	イ	各クラスの食器かごに入れる食器の数は喫食数と同じ数でしょうか。もしくは、各クラス用の食器かごに予備を入れられる場合、何枚入れますか。また、職員分食器かごに予備を何枚想定されていますか。	食器かごに入れる数は、各クラスの喫食数+予備1を想定しています。また、職員室分については、喫食数+予備10を想定しています。
52	要求水準書	学校配膳室等改修業務	32	2	2	(12)		配膳室改修の実設計図の提出は、給食センターの実設計図提出時期と切り離して考え、別途市と協議して提出できると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
53	要求水準書	学校配膳室等改修業務	32	2	2	(12)		事業契約後、学校の既存図データを頂くことは可能でしょうか。	市が保有している限りにおいて、既存図データの貸与は可能です。
54	要求水準書	解体工事業務	32	2	2	(14)	ア	参考資料5-1に記載のない、事業用地内に残置されているタイヤ等は市側で撤去予定で良いでしょうか。	事業用地内に存置されているタイヤ等の撤去は、全て事業範囲に含みます。
55	要求水準書	解体工事業務	32	2	2	(14)	ア	参考資料5-1より防球ネットが解体対象となっておりますが、図示範囲通り事業用地外も撤去対象と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	要求水準書	解体工事業務	32	2	2	(14)	ア	参考資料5-1より防球ネットが解体対象となっておりますが、基礎部が分かる図面を頂けないでしょうか。	参考資料5-1以外に提供可能な資料はありません。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
57	要求水準書	解体工事業務	32	2	2	(14)	ア	参考資料5-1よりメッシュフェンスが解体対象となっておりますが、基礎部が分かる図面を頂けないでしょうか。	参考資料5-1以外に提供可能な資料はありません。
58	要求水準書	調理リハーサル	35	3	2	(6)		調理リハーサルを行う場合、廃棄する事は、昨今の流れに沿っていませんので、その際、貴市の協力を得ることは可能でしょうか。	食品ロスが少なくなるよう、試食会等の実施を検討する予定であり、市も協力します。
59	要求水準書	広報資料の作成	35	3	2	(11)	イ	ホームページにおいて、市及び事業者の双方が行うとの事だが、セキュリティに関し、高めることに市はご協力いただけますでしょうか。	「相模原市情報セキュリティポリシー」等の規定に則り、可能な範囲において市も協力します。
60	要求水準書	広報資料の作成	35	3	2	(11)	イ	「ホームページやSNSで活用可能なデータ等を作成し、更新する。」とありますが、ホームページ自体は事業者で作成しないとの理解でよろしいでしょうか。	ホームページの作成及びSNSで活用可能なデータ等の作成は、事業者が行ってください。
61	要求水準書	学校配膳室等維持管理業務	36	4	1	(1)	コ	「学校配膳室等維持管理業務」とは学校配膳室等改修業務にて事業者が改修をした部分の維持管理業務との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	要求水準書	学校配膳室等維持管理業務	36	4	1	(1)	コ	参考資料10各対象校の備品一覧に記載ある什器、備品類の修繕維持管理は市側業務という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、事業者の負担となります。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
63	要求水準書	業務従事者の要件等	37	4	1	(4)	ア	業務従事者(維持管理責任者を含む)の常駐・常勤は必ずしも求められておらず、事業者の提案に委ねられているとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	要求水準書	業務従事者の要件等	37	4	1	(4)	ア	維持管理業務責任者は、市と業務従事者との連絡調整が可能であれば、必ずしも常駐である必要はないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	要求水準書	業務従事者の要件等	49	5	1	(3)	ア	要求水準書(案)の質問回答No.178で、アレルギー対応食調理主任・ミキサー食調理主任の選任は必須ではないと回答いただきましたが、0名でも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	要求水準書	検収補助業務	51	5	2	(1)	ウ	表 給食食材等の納品時間(想定)の「冷凍品・冷蔵品」について具体的な食材名をご教示ねがいます。	冷凍品については豆腐や生揚げ、液卵、グリーンピース、果物、わかめ、ちくわ、コロッケ等を、冷蔵品については油揚げやこんにゃく、切りごぼう等のカット野菜、バター、牛乳、チーズ、ヨーグルト、キムチ、ワンタンの皮、むき栗等を想定しています。
67	要求水準書	検収補助業務	51	5	2	(1)	ウ	表 給食食材等の納品時間(想定)の「学校直送品」について市職員・センター職員分(非調理品)と理解しておりますが、食材の受け取りについてどのようにお考えでしょうか。ご教示ねがいます。	他の食材に係る検収補助業務と同様です。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
68	要求水準書	検収補助業務	51	5	2	(1)	ウ	表 給食食材等の納品時間(想定)について、要求水準書P.21に記載ある「添物」の納品時間はどのような想定でしょうか。常温品、冷凍冷蔵品ともに想定される納品日がございましたらご教示ねがいます。また、添物の荷受に関しまして、他の食材同様「検収ゾーン」、または「配送・コンテナプールゾーン」、どちらを想定されておりますでしょうか。	納品時間は他の物資同様、使用日の3日前から前日の13:30~15:30を想定しています。また、添物の荷受に関する計画は、事業者の提案に委ねます。
69	要求水準書	非加熱提供する果物	52	5	3	(1)	ア(ウ)	記載のある果物の中に、「メロン」「すいか」がありますが、丸ごとの入荷でしょうか。丸ごとであった場合、1個でおよそ何名程度分を想定されているかをご教示ください。	メロン、すいかは丸ごとの入荷です。メロンは12等分、すいかは大玉の場合32等分、小玉の場合は16等分での提供を想定しています。
70	要求水準書	非加熱提供する果物	52	5	3	(1)	ア(ウ)	「柑橘類とすいか以外は、消毒を要する」と記載ございますが、柑橘類とすいかは個包装で洗浄、切さい等不要という理解でよろしいでしょうか、ご教示ねがいます。	非加熱提供する果物のうち、消毒を要さない柑橘類とすいかについても、施設内で洗浄、切裁を行います。なお、個包装の果物については、洗浄、切裁不要です。
71	要求水準書	非加熱提供する果物	52	5	3	(1)	ア(ウ)	想定されている果物の入荷時のサイズについてご教示お願い致します。	青果については、年度ごとの生育状況及び収穫状況により、使用するサイズが異なる可能性があります。目安については以下のとおりです。 ・みかん・ぼんかん等:S ・いよかん・清美オレンジ・美生柑等:2L
72	要求水準書	試食会対応	55	5	9	(2)		試食会について年間計画されている回数をご教授ください。	現時点においては、年間10回程度を想定しています。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
73	要求水準書	試食会対応	55	5	9	(2)		<p>前回の質疑回答で試食会の対象人数については、平均40食(1学級分)、最大80食(2学級分)程度、開催は配送校にて実施と記載ありますが、提供する食器、食缶、配膳具等は試食会用として事業者側提案という理解で宜しいでしょうか。 合わせて開催頻度も教示願います。</p>	<p>前段について、お見込みのとおりです。 後段について、開催頻度は年10回程度を想定しています。</p>
74	要求水準書	ミキサー食対応	56	5	10	(2)	イ	<p>ミキサー食の提供について、可食量や水分の加水有無等を確認したく、参考に調理指示書をご教示ください。</p>	<p>可食量については、真空断熱フードジャー及び小容量配食容器に配食できる量を最大と想定しています。 加水については、汁物以外(ごはんやパン、揚げ物、焼き物、和え物、煮物等)は、ミキサーにかかる程度の加水を想定しています。</p>
75	要求水準書	付帯事業	61	7				<p>付帯事業として、夏休み等の長期休業中に、市をとおして児童クラブへの給食提供を検討しております。その際、「相模原市市有財産条例(昭和39年条例第34号)」にかかる使用料を免除されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>使用料の減免については、申請者の申請により、使用目的等を勘案し、その都度決定しますので、現時点において一律にお示しすることはできません。 なお、付帯事業の実施に当たっては、建物の用途を含め、法令等の規定を遵守する必要があります。</p>
76	要求水準書	付帯事業	61	7				<p>今回の敷地は、市街化調整区域のため、本来であれば建物用途に制限があると思いますが、要求水準書61ページの留意事項が守られていれば、市の事業として付帯事業行うため、特に用途の制限がないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>他の業務と同様、事業の実施に当たっては、建物の用途を含め、法令等の規定を遵守してください。</p>

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■参考資料

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
1	参考資料	5-3 運動場整備 工事設計図						<p>図面の内容がほとんど見えないので、トレースした図面を提示して頂けないでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、原本の閲覧を可とします。 希望する場合は、次のとおり、電子メールで申し込みください。 〈申込先〉 ・相模原市教育委員会教育局学校給食課 企画推進班 ・電子メールアドレス: gakkokyushoku@city.sagamihara.kanagawa.jp ・閲覧場所:相模原市役所内</p> <p>〈注意事項〉 ・古い図書につき、原本であっても不鮮明であることをあらかじめご了承ください。</p>
2	参考資料	6 学校別生徒数等一覧						<p>事業期間中最大の配食単位(食器食缶セット数)は資料6に示されていますが、そのような認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
3	参考資料	8 想定献立一覧						<p>10月6日(金)の献立が、回転釜を多く使用する「カレー」と「スパゲティ」の組合せとなっています。この日をピークに回転釜台数を算出すると、他の献立時の平均使用台数よりも4台多く必要となり、非経済的です。回転釜の使用台数のばらつきが大きくなりすぎないように、献立の組合せの再検討いただけませんか。</p>	<p>2献立を組み合わせる際の制限を極力少なくするため、現行のとおりとします。</p>

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■参考資料

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
4	参考資料	9 調理指示書 例						和え物の調理手順で、「野菜の水けをしっかりと切る。」と記載されておりますが、どのような方法を想定されておりますか。「調理場における衛生管理&調理技術マニュアル」P31に記載されているような絞り方でしょうか。	お見込みのとおりです。
5	参考資料	9 調理指示書 例						ビニール袋に入れる添物について、提供日までに数えるとの記載から、提供日の前日に納品されるとの理解で宜しいでしょうか。	ビニール袋に入れる添物については、提供日の3日前から前日までに納品される想定です。
6	参考資料	10 学校配膳室 の概要						清新中学校と小山中学校は、配膳室①②と2箇所が廊下で繋がった位置に近接してあります。それぞれの配膳室の配膳クラス数(職員室、特別支援学級含む)をご提示ください。(例:15クラス中、配膳室①は7クラス、配膳室②は8クラス)	配膳室が複数ある配送校における各配膳室の配膳クラス数は、各配送校との協議により決定します。
7	参考資料	10 学校配膳室 の概要						配膳室が2つ以上ある学校におけるコンテナの移動は、上溝中学校を除いてコンテナを水平移動するとの認識でよろしいでしょうか。 (コンテナから台車に移し替えない)	お見込みのとおりです。なお、上溝中学校についても、各荷下ろし場所から各配膳室まで、コンテナでの移動を想定しています。
8	参考資料	10 学校配膳室 の概要						田名中学校はコンテナをエレベーターに載せて各階に配膳すると考えてよろしいでしょうか。	田名中学校では、食缶受渡場所を除き、原則として1階配膳室での受渡しを想定しています。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■参考資料

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
9	参考資料	10 学校配膳室の概要						各対象校の備品リストに記載ある什器、備品類は全て(設置予定も含めて)市側費用負担・調達という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	参考資料	13 防災力の向上に係る基本的な考え方	1	2	(1)			本施設及び本施設対象エリアが被災するような災害が発生した場合は、調理員等も被災し本施設に来ることも困難であることが想定されます。本事業を「災害発生時における炊出しのバックアップ等や配送の拠点」とする前提として、本施設及び本施設対象エリアはさほど被災していない状態を前提として宜しいでしょうか。	詳細については、事業契約締結後、事業者と市による協定締結時に協議します。
11	参考資料	13 防災力の向上に係る基本的な考え方						災害時発生時に連続炊飯設備を使用する想定ですが、断水が発生した場合においても8000食×3日分の洗米などを行える量の受水槽容量または、水の備蓄を想定されているのでしょうか。	要求水準においては、ライフライン停止時においても、8,000食の米飯、副食の調理が最低でも1回は可能な施設とすることとしています。なお、水の備蓄に係る要求水準はありません。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■落札者決定基準

No	資料名等	項目	該当箇所				質問	回答
			頁	1	(1)			
1	落札者決定基準	(3)性能審査表2 性能審査加点項目の評価基準Ⅲ 施設整備に関する提案	8	3	(3)	Ⅲ	表中Ⅲ－3内部計画(1)給食エリアに関すること①の評価の主な視点について「さがみはらの給食」について、資料等ご提示いただくことは可能でしょうか。	さがみはらの給食については、HPで献立計画や給食レシピ等を公表しています。 (https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/1026602/kyouiku/1026614/1010048.html) なお、本市の単独調理場や既存給食センターにおける計画及び提供実績のため、本事業において同様の要求水準とするものではありません。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■様式集

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
1	様式集	提案審査書類作成要領	1		1	(1)		(図表を除く。)は「余白の設定は～」の行ではなく、以下のように「使用する文字の～」の後ろの記載ではないでしょうか。 ・使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とすること。(図表を除く。)ただし、Microsoft Excelを用いる様式等は除く。 ・余白の設定は、上下は任意とし、左右は19mm以上とすること。(図表を除く。)	図・表内等の文字の大きさは、判読可能であれば10.5ポイント未満も可とし、これに合わせて様式集を修正します。なお、最小サイズの指定はありません。
2	様式集	提案審査書類作成要領	1		1	(2)		「提案書には、金融機関名も含め、社名等の提出者を特定できるような事項の記載を一切行わないこと。」と記載ございますが応募グループに属さない企業を事業提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。	可とします。なお、提出者が特定されなければ、記載方法の指定はありません。
3	様式集	提案審査書類作成要領	1		1	(2)		「・様式の所定の位置に、市が通知した登録番号及びページ番号(当該ページ番号/総ページ番号)を記載すること。～」とありますが、ページ番号は様式毎の(当該ページ番号/総ページ番号)の理解でよろしいでしょうか。 例)1/2、2/2	お見込みのとおりです。
4	様式集	提案審査書類作成要領	1		1	(2)		「提案書には、金融機関名も含め、社名やグループ名等、提出者を特定できるような記載は一切行わないこと。」とありますが、提案書補足資料に添付する金融機関の融資確約書等も金融機関名を隠す必要はありますでしょうか。	金融機関が特定できないよう、黒塗り等を施してください。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■様式集

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
5	様式集	提案審査書類作成要領	2		2	(1)		様式A-1、A-3-1～A-3-3の正本1部、副本3部の合計4部は、同じ封筒に封入との理解でよろしいでしょうか。	様式A-1、A-3-1～A-3-3の正本1部、副本3部の合計4部は、封筒に封入する必要はありません。
6	様式集	様式A-2-1 入札書						入札書の代理人は、様式1-11の受任者といった認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	様式集	様式C-4 地域経済への貢献に関する提案						地元企業・市内企業の定義は、市内に本社・本店・支店・営業所を有する企業との理解でよろしいでしょうか。	地元企業及び市内企業は、市内に本店、支店又は営業所を有する企業とします。
8	様式集	様式F-7 配送計画に関する提案						配送計画表の添付について、別添資料として添付させていただくことは可能でしょうか。	現行のとおりとし、資料の追加は不可とします。
9	様式集	様式G-1 面積表						面積は施設内全室の各室面積を記載するという認識で宜しいでしょうか。主要な室のみ記載の上、各区域の面積をまとめて記載する場合室面積合計と区域面積合計が一致しないですが宜しいでしょうか。	原則として、室及び部分ごとに、全て記載してください。ただし、主要な室及び部分以外については、複数の室及び部分を合算して記載することも可とします。なお、この場合には、室面積の考え方の欄に、室名及び部分の名称を全て記入してください。また、エリアごとの面積の合計が、建物延べ面積となるよう記載してください。
10	様式集	様式G-2 内部仕上表						仕上材記入欄が狭く、見にくくなる恐れがあるため、A3横使いの書式に改編しても宜しいでしょうか。	A3横も可とし、これに合わせて様式集を修正します。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■様式集

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
11	様式集	様式G-4 平面図(各階)						「各階1枚以内」とありますが、記載指示事項が多く、図面としての表現が分かりにくくなる恐れがあるため、特に記載内容が多くなる1階のみだけでも2枚(1枚目に室名称や主要寸法を記載、2枚目に食材の動線、など)としていただけないでしょうか。	凡例・説明文に限り、別紙(A4縦・各階1枚以内)の追加も可とし、これに合わせて様式集を修正します。
12	様式集	様式G-10 調理設備計画概要						「2枚以内」とありますが、記載指示事項が多く、2枚では十分な内容を記載できないため、5枚程度に増やしていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、4枚以内とし、これに合わせて様式集を修正します。
13	様式集	G-11調理作業工程表・作業動線図の対象献立						参考資料9 調理指示書10/18A献立「切干大根卵焼き」で使用する「紙カップ」の形状(直径、高さなど)をご教示ねがいます。ホテルパン1枚当たりの食数算出に使用したいと考えております。	切干大根の卵焼きに使用する紙カップは、円形(底径70mm×高さ30mm程度)です。
14	様式集	G-11調理作業工程表・作業動線図の対象献立						参考資料9 調理指示書10/18B献立「鶏ごぼうピラフ」の「アレルギー対応食」において①の段階で取り出す、と記載ございますが、対象となるバターは②の段階のようです。アレルギー対象者用のご飯も具材有の調理で検討する、と理解したほうがよろしいでしょうか。ご教示願います。	鶏ごぼうピラフのように白飯を炊飯後、アレルギーが含まれる具材を混ぜる場合、白飯での提供を想定しています。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■様式集

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
15	様式集	様式H-4 資金収支計画表						実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんでしょうか。	可とします。ただし、計算に関する留意事項については様式下部等に記載してください。
16	様式集	様式H-4 資金収支計画表						様式H-4資金収支計画表のDSCRおよびLLCRにつきまして、出資と劣後融資を除いた資金調達(優先ローン)の元利金を対象に算出するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	様式集	様式H-5 損益計算書・消費税等計算書						備考に「1 原則としてA1横1枚～」と記載がありますが、A3横1枚でよろしいでしょうか。	A3横1枚の誤記のため、様式集を修正します。
18	様式集	様式I-1 初期投資費見積書(消費税込み金額)						消費税込みの金額を算定するに際して、非課税・不課税取引を除いた合計金額に対して一律110%を乗じて算定する理解で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■様式集

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
19	様式集	様式I-1～9 維持管理・運営に係る対価(サービス購入費D・E)						「事業契約書案(別紙2)1. サービス購入費の算出方法の(4)維持管理・運営に係る対価(サービス購入費D・E)」について、【維持管理費】【運営費】【その他費用】と区分ございますが、【その他費用】については、様式のどの部分に反映すればよろしいでしょうか。様式では維持管理と運営に係る見積はございますが、その他費用についての明記をご教示頂けると幸いです。	維持管理費又は運営費に分類し、区別がわかるように記載してください。
20	様式集	様式I-2 維持管理費見積書(年次計画表)						「法人税、法人の利益に対してかかる税金等及び事業者の税引後利益(株主への配当原資等)」はサービス購入費の積算において含めることになるかと思いますが、様式I-2においては、反映しないという理解で問題ないでしょうか。(あくまで様式には発生コストを積算するという理解です)	お見込みのとおりです。
21	様式集	様式I-2 維持管理費見積書(年次計画表) 様式I-3 維持管理費見積書(内訳表)						配送車両をリース調達する場合は、様式I-2維持管理費見積書(年次計画表)の「配送車両維持管理業務」、様式I-3維持管理費見積書(内訳表)の「配送車両維持管理業務」に記載するとの理解で宜しいでしょうか。	維持管理費として見込む場合、お見込みのとおりです。
22	様式集	様式J-1 事業スケジュール						配送校改修工事が本様式項目に挙げられていないですが、欄を追加して記載する認識で宜しいでしょうか。	様式集を修正し、学校配膳室等改修工事の欄を追加します。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■基本協定書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所				質問	回答
			頁	条	項	号		
1	基本協定書(案)	特別目的会社の設立等	2	3	1	(2)	「特別目的会社の本店所在地は、相模原市内とする。」とありますが、本店を事業予定地に置くことは可能ですか。	可とします。
2	基本協定書(案)	事業契約	3	6	1		「市及び事業者は、要求水準書等及び提案書類に従い、事業契約に係る仮契約を、本協定締結後、令和6年10月を目途に、市と特別目的会社との間で締結せしめるべく最大限努力するものとする。」とありますが、1ヶ月で特別目的会社設立から仮契約は難しい可能性があります。最大限遅くなった場合の仮契約締結の期日を現在分かる範囲でご教授ください。	本事業契約の締結に当たっては、あらかじめ議会の議決を経る必要があることから、事業スケジュールに鑑み、令和6年10月に仮契約を締結することを想定しています。
3	基本協定書(案)	事業契約	3	6	5		入札参加資格の喪失により違約金が課される場合、代替企業を選定することで事業が継続可能な場合は、当該違約金は課されない建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	原案のとおりとします。
4	基本協定書(案)	事業契約	4	6	8		構成企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は、「該当性につき責めに帰すべき事由がある者」が連帯して負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	原案のとおりとします。
5	基本協定書(案)	事業契約	4	6	8		事業契約締結までの違約金が契約金額(税込)の10分の1と他案件と比較し高い設定となっておりますので、施設整備費(税込)の10分の1に変更いただけないでしょうか	原案のとおりとします。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■基本協定書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所				質問	回答
			頁		条	項 号		
6	基本協定書(案)	事業契約	4		6	9	構成企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は、「該当性につき責めに帰すべき事由がある者」が連帯して負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	原案のとおりとします。
7	基本協定書(案)	事業契約	4		6	9	事業契約締結までの違約金が契約金額(税込)の10分の1と他案件と比較し高い設定となっておりますので、施設整備費(税込)の10分の1に変更いただけないでしょうか	原案のとおりとします。
8	基本協定書(案)	事業契約	4		6	8	「賠償金として、提案書類に基づき事業契約の契約金額となるべき金額に(中略)市に支払う義務を連帯して負うものとする。」とありますが、当該賠償金の対象は、基本協定書(案)前文にて定義されてる「グループを構成する法人(構成企業(代表企業及び構成企業名)及び協力企業)であり、「事業予定者(SPC)」ではないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	基本協定書(案)	事業契約	4		6	8	「賠償金として、提案書類に基づき事業契約の契約金額となるべき金額に(中略)市に支払う義務を連帯して負うものとする。」との記載がございます。当該賠償金の対象は、基本協定書(案)冒頭にて定義されてる「グループを構成する法人(構成企業(代表企業及び構成企業名)及び協力企業)であり、「事業予定者(SPC)」は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■基本協定書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所				質問	回答
			頁	条	項	号		
10	基本協定書(案)	秘密保持	6	9	3	(1)	対象に金融機関は含まれるとの理解でよろしいでしょうか。含まれない場合は、「本事業の遂行に係る資金調達に関して金融機関と協議を行う場合」等の規定を追記いただけないでしょうか。	前段については、金融機関は、「法令上の守秘義務を負担する者」に含みません。後段については、基本協定の締結に係る協議等において取扱いを決定します。
11	基本協定書(案)	本協定の有効期間	6	11			事業契約においても基本協定書と同様の事由による違約金が規定されるケースが一般的かと存じますので、基本協定書における違約金については、事業契約締結前までに違約金の発生事由に抵触した場合に課される形としていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
1	事業契約書(案)	総括責任者及び業務責任者等	13	1	8	1	「総括責任者を、本事業契約の締結後速やかに配置し、～」とありますが、こちらの総括責任者は、要求水準書P.48に記載されている運營業務の総括責任者とは別の者と理解してよろしいでしょうか。運營業務の総括責任者は、開業準備期間に配置と思われるため。	事業契約書(案)第8条第1項の総括責任者は、要求水準書第5の1(3)アの総括責任者を意図していますが、事業期間中に変更されることも想定しており、設計・建設期間については、施設整備業務を担う企業の者を配置すること等も可とします。	
2	事業契約書(案)	第13条 契約の保証	15	1	13	1	履行保証保険契約を締結した場合、直ちに保証証券を市に寄託と記載ありますが実務的に締結後の保険証券発行まで数日要することから付保証明書を仮提出し、正式な保険証券が発行され次第の提出で宜しいでしょうか。	可とします。	
3	事業契約書(案)	契約の保証	15	1	13	3	開業準備業務及び維持管理・運營業務の契約保証についてですが、通常、特に維持管理運営期間は長期間であり、他案件でも求めない場合があります。本事業についても開業準備業務及び維持管理・運營業務に対する保証を免除頂けますよう検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。	
4	事業契約書(案)	契約の保証(契約金額の変更)	16	1	13	5	「維持管理・運營業務の履行の保証については保証の額が変更後の別紙2に定めるサービス購入費D及びサービス購入費Eの合計の100分の10に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する額に達するまで」と記載がございますが、総額と読み取れる文書であるため、変更後の1年分など1年間に相当するものだと明記頂けると幸いです。	仮契約の締結に係る協議等において取扱いを決定します。	

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
5	事業契約書(案)	維持管理・運営業務の履行の保証	16	1	13	3	(3)	「別紙2に定めるサービス購入費D及びサービス購入費Eの維持管理・運営期間の2年度目に相当する金額の合計の100分の10に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額」と記載がありますが、具体的には、サービス購入費D及びサービス購入費Eの1年分の対価の合計に100分の10に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額という理解でよろしいでしょうか。	記載のとおりです。 維持管理・運営期間の2年度目、1年分に相当する金額を指します。
6	事業契約書(案)	契約の保証	16	1	13	3	(3)	維持管理及び運営業務の受託者が履行保証保険に加入する場合、保険金額はそれぞれが受託する業務の10分の1以上とすれば宜しいでしょうか。また、「2年度目に相当する金額」とは次年度分についての入札時の提案金額と理解して宜しいでしょうか。	前段について、事業契約書(案)第13条第3項第3号に記載の金額以上としてください。なお、その場合は、同条第1項本文のii)に記載のとおりとなります。 後段について、提案書における維持管理・運営期間の2年度目の提案金額を想定していますが、契約締結にて確定します。
7	事業契約書(案)	許認可等の手続	17	1	16	5		貴市に追加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	事業契約書(案)	許認可等の手続	17	1	16	5		貴市にご負担いただく追加費用について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	事業契約書(案)	本件土地の使用	18	1	17	2		有益費については、本件施設用地自体の価値を上昇させる費用ですので、民法等の原則に従い、協議の上、償還を認めて頂きたく存じます。	原案のとおりとします。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
10	事業契約書(案)	市の請求による要求水準書の変更	18	2	19	3		貴市に追加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	事業契約書(案)	市の請求による要求水準書の変更	18	2	19	3		貴市にご負担いただく追加費用および損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	事業契約書(案)	設計	20	3	21	12	(1)	貴市に追加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	事業契約書(案)	設計	20	3	21	12	(1)	貴市にご負担いただく追加費用および損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	事業契約書(案)	設計業務に関する第三者の使用	21	3	22	1		第22条の規定は事業者が設計業務の一部を設計企業以外の第三者に委託する際に適用される条項であり、設計企業が設計業務の一部を設計企業外の第三者に委託する際は適用されないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	事業契約書(案)	設計業務に関する第三者の使用	21	3	22	3		設計業務の一部には調査業務(地質調査、敷地測量、家屋調査、電波障害予測調査等)は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、施設整備業務に必要な地質調査、家屋調査、電波障害調査等の事前調査業務については、事業契約書(案)において、自らの責任及び費用負担において行うこととしています。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
16	事業契約書(案)	本件工事	21	3	23	4	(1)	貴市に追加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	事業契約書(案)	本件工事	21	3	23	4	(1)	貴市にご負担いただく追加費用および損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	事業契約書(案)	工事監理者の設置	23	3	27			第27条の規定は事業者が工事監理業務の一部を工事監理企業以外の第三者に委託する際に適用される条項であり、工事監理企業が工事監理業務の一部を工事監理企業外の第三者に委託する際は適用されないとの理解で宜しいでしょうか。	第三者への委託に係る市の承諾については、お見込みのとおりです。なお、工事監理業務の一部を第三者に委託する場合においても、当該委託した業務も含め、一体の工事監理業務として工事監理企業が業務管理をする必要があります。
19	事業契約書(案)	工事監理者の設置	23	3	27			工事監理業務の一部には調査業務(家屋調査、電波障害予測調査等)は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、施設整備業務に必要な地質調査、家屋調査、電波障害調査等の事前調査業務については、事業契約書(案)において、自らの責任及び費用負担において行うこととしています。
20	事業契約書(案)	事前調査業務	24	3	29	5		貴市に追加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	事業契約書(案)	事前調査業務	24	3	29	5		貴市に追加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
22	事業契約書(案)	近隣対応・対策業務	27	3	32	6	貴市に追加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
23	事業契約書(案)	近隣対応・対策業務	27	3	32	6	貴市にご負担いただく追加費用および損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
24	事業契約書(案)	工事の中止	28	3	35	5	貴市に追加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
25	事業契約書(案)	工事の中止	28	3	35	5	貴市にご負担いただく追加費用および損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
26	事業契約書(案)	事業者の請求による本件引渡予定日の変更	29	3	38	2	貴市に損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
27	事業契約書(案)	事業者の請求による本件引渡予定日の変更	29	3	38	2	貴市にご負担いただく損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
28	事業契約書(案)	市の請求による本件引渡予定日の変更	29	3	39	2		貴市に損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	事業契約書(案)	市の請求による本件引渡予定日の変更	29	3	39	2		貴市にご負担いただく損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	事業契約書(案)	臨機の措置	30	3	41	4		貴市にご負担いただく費用について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	事業契約書(案)	施設整備業務に伴う一般的な損害	30	3	42			貴市に損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	事業契約書(案)	施設整備業務に伴う一般的な損害	30	3	42			貴市にご負担いただく損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	事業契約書(案)	本件工事に伴い第三者に及ぼした損害	30	3	43	1		貴市に損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
34	事業契約書(案)	本件工事に伴い第三者に及ぼした損害	30	3	43	1		貴市にご負担いただく損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	事業契約書(案)	本件工事に伴い第三者に及ぼした損害	30	3	43	2		貴市にご負担いただく損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	事業契約書(案)	市による各施設の所有	32	3	46	1		引渡し完了した場合、貴市より引渡しを証する書面を発行いただけますでしょうか。また、その場合、当該書面の発行にはどの程度の時間を要しますでしょうか。金融機関による融資に際して必要となる書類であることから、引渡予定日当日に交付いただけますようご配慮をお願いいたします。	完成確認書の交付後、目的物引渡書の提出を受けたときは、速やかに、当該引渡書の下段に引渡しを受けた旨を記載し、交付することを想定しています。
37	事業契約書(案)	市による各施設の所有	32	3	46	1		本施設の引渡しの際に、引渡し完了したことを証する書面を発行いただけないでしょうか。また、その場合、当該書面の発行にはどの程度の時間を要しますでしょうか。金融機関による融資に際して証憑として提出する書類であることから、通常他のPFI案件では、引渡予定日当日に交付いただくものと理解しております。	完成確認書の交付後、目的物引渡書の提出を受けたときは、速やかに、当該引渡書の下段に引渡しを受けた旨を記載し、交付することを想定しています。
38	事業契約書(案)	維持管理・運営業務の実施	36	5	54	2	(1)	貴市に追加費用もしくは損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
39	事業契約書(案)	維持管理・運営業務の実施	36	5	54	2	(1)	貴市にご負担いただく追加費用もしくは損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	事業契約書(案)	維持管理・運営業務に伴う近隣対策	38	5	58	3		貴市に追加費用もしくは損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	事業契約書(案)	維持管理・運営業務に伴う近隣対策	38	5	58	3		貴市にご負担いただく追加費用もしくは損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	事業契約書(案)	給食センターの修繕等	39	5	61	3		貴市に増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	事業契約書(案)	給食センターの修繕等	39	5	61	3		貴市にご負担いただく増加費用等について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	事業契約書(案)	維持管理・運営業務に伴う第三者に及ぼした損害	40	5	62	1		貴市に損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
45	事業契約書(案)	維持管理・運営業務に伴う第三者に及ぼした損害	40	5	62	1		貴市にご負担いただく損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	事業契約書(案)	維持管理・運営業務の承継	41	7	69	3		貴市に追加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	事業契約書(案)	維持管理・運営業務の承継	41	7	69	3		貴市にご負担いただく追加費用および損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	46	8	80	2		貴市が支払対象とする出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議の上、決定します。
49	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	46	8	80	2		貴市が支払対象とする出来形部分には、当該出来形を構築するうえで必要な費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議の上、決定します。
50	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	46	8	80	2		出来形には、貴市の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
51	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	49	8	84	1	貴市が支払対象とする出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議の上、決定します。	
52	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	49	8	84	1	貴市が支払対象とする出来形部分には、当該出来形を構築するうえで必要な費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議の上、決定します。	
53	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	51	8	87	1	貴市が支払対象とする出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議の上、決定します。	
54	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	51	8	87	1	貴市が支払対象とする出来形部分には、当該出来形を構築するうえで必要な費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議の上、決定します。	
55	事業契約書(案)	法令の変更による費用・損害の扱い	54	9	91	1	貴市に追加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
56	事業契約書(案)	法令の変更による費用・損害の扱い	54	9	91	1	貴市にご負担いただく追加費用および損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
57	事業契約書(案)	法令の変更による費用・損害の扱い(事業所税)	54	9	91	1	(2)	本事業(開業準備以降の期間)においては、事業所税の課税対象となるという理解でよろしいでしょうか？	原則、課税対象として積算してください。 なお、実際の課税額等については、事業者の提案内容に応じて算定されるものですが、事業者に申告義務が発生した場合の算定期間については、お見込みのとおり開業準備以降の期間となります。
58	事業契約書(案)	不可抗力等	55	10				不可抗力に該当する事象とは、天災(台風・地震等)等による被害も含まれると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、当該天災等が不可抗力に該当するかどうかについては、都度協議の上、決定します。また、予測可能な範囲における被害等は対象外となる可能性があります。
59	事業契約書(案)	不可抗力による増加費用・損害の扱い	55	10	93			施設整備期間中及び施設引渡し後のいずれかにおいても、不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われた場合、当該保険金額をまず、SPCの負担分に充当し、負担分を保険金額が上回った分を貴市の負担分に充当するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	事業契約書(案)	不可抗力による増加費用・損害の扱い	55	10	93	1		貴市に追加費用および損害を負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本条における合理的な増加費用等には、金融費用を含みます。
61	事業契約書(案)	不可抗力による増加費用・損害の扱い	55	10	93	1		貴市にご負担いただく追加費用および損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本条における合理的な増加費用等には、金融費用を含みます。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
62	事業契約書(案)	第三者の責めに帰すべき事由による各施設の損害	56	10	94	1		貴市に追加費用および損害を負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本条第1項は、第三者の責めに帰すべき事由により各施設に損害が生じた場合における当該第三者に対する損害賠償の請求について定めるものです。
63	事業契約書(案)	第三者の責めに帰すべき事由による各施設の損害	56	10	94	1		貴市にご負担いただく追加費用および損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本条第1項は、第三者の責めに帰すべき事由により各施設に損害が生じた場合における当該第三者に対する損害賠償の請求について定めるものです。
64	事業契約書(案)	別紙2 サービス購入費の算出方法及びサービス購入費の支払方法	65	別紙2	1	(2)	イ	「サービス購入費Aは、施設整備に係る対価のうち、交付金相当額、起債相当額及び基金繰入金充当相当額の3,520,000,000円とする。」と記載ございますが当該金額は消費税は含まれている想定でしょうか。	当該額は、税抜きの金額です。
65	事業契約書(案)	サービス購入費A(一括払い)	65	別紙2	1	(2)	イ	「ただし、実際の支払額は、次の①から④までの合計額とする。」とございますが、当該慶安における「①交付金相当額」および「②交付対象経費から交付金相当額を差し引いた額」における交付金相当額は、3,520,000,000円と3,200,000,000円(35.2億÷1.1)どちらをベースに考えるものなのかご教示ください。	提案においては、サービス購入費Aを3,520,000,000円として見込んでください。なお、当該額は税抜きの金額です。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
66	事業契約書(案)	サービス購入費A(一括払い)	65	別紙2	1	(2)	イ	②交付対象経費は具体的にどの金額を指し示すのかご教示頂けると幸いです。また「②交付対象経費から交付金相当額を差し引いた額」において、交付対象経費は税込で算定する理解で問題ないでしょうか？	前段について、学校施設環境改善交付金交付要綱第6に記載のとおりです。 後段について、実際の算定は、提案内容等に基づき、関係機関等と協議の上、市が実施しますので、本入札に当たっては、3,520,000,000円を前提としてください。
67	事業契約書(案)	サービス購入費A(一括払い)	65	別紙2	1	(2)	イ	「サービス購入費Aは、施設整備に係る対価のうち、交付金相当額、起債相当額及び基金繰入金充当相当額の3,520,000,000円とする。ただし、実際の支払額は、次の①から④までの合計額とする。」とございますが、これは現実の支払においては①～④合計とするが、入札においてはサービス購入料Aは3,520,000,000円と考えるという理解で問題ないでしょうか？またその場合、前述金額は税込額という理解でよろしいでしょうか？(税抜3,200,000,000円計算)	前段について、お見込みのとおりです。 後段について、当該額は税抜きの金額です。
68	事業契約書(案)	サービス購入費A(一括払い)(サービス購入費Bで変更額を調整)	65	別紙2	1	(2)	イ	一括払金の金額が減額し、割賦金が増加した場合、事業者が発生する費用(融資額の変更に伴い金融機関に支払う手数料等)は貴市の負担となりますでしょうか。	事業者の負担とします。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
69	事業契約書(案)	サービス購入費A(一括払い)	65	別紙2	1	(2)	イ	「実際の支払額は、次の①から④までの合計額とする。また、令和8年度における交付金算定基準や補助単価の変更、地方債の状況等により変更となる場合がある。なお、当該金額に変更が生じた場合は、サービス購入費Bで変更額を調整するとともに、変更後のサービス購入費Bに合わせて割賦手数料を調整する。」とありますが、サービス購入費Aの金額変更により、金融機関の融資の諸条件が変更され、ブレイクファンディングコストが発生する場合があります。この場合に生じる追加費用も「合理的な範囲」としてサービス購入費Bに合わせてご調整いただけるとの認識に相違ございませんでしょうか。	原案のとおりとし、当該事由により生じた費用は、事業者の負担とします。
70	事業契約書(案)	別紙2 サービス購入費の算出方法及びサービス購入費の支払方法	65	別紙2	1	(2)	ウ	割賦元本の消費税は各返済元本金額に対する消費税の累計でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
71	事業契約書(案)	別紙2 サービス購入費の算出方法及びサービス購入費の支払方法	65	別紙2	1	(2)	ウ	金利計算方法について、「なお、初回については、給食センターの引渡日の翌日から初回支払までの期間により計算する。」と記載されておりますが、初回分の利息計算期間は、以下となる理解で宜しいでしょうか(引渡日を令和8年9月30日と仮定)。----- -----□初回(令和9年2月末支払)利息計算期間:令和8年10月1日～令和9年2月28日[151日間]-----	引渡日が令和8年9月30日の場合、初回分の利息計算期間は、令和8年10月1日から令和8年12月31日までであり、支払日は2月末日までとなります。なお、令和9年1月1日から令和9年3月31日までの分を第2回で支払います。以降四半期ごとに支払いますが、最終回分の利息計算期間は、令和23年4月1日から令和23年7月31日までとなります。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
72	事業契約書(案)	サービス購入費B(割賦払い)金利計算方法	65	別紙2	1	(2)	ウ	割賦手数料の金利計算は、四半期ごとに実施する理解でよろしいでしょうか。初回は引渡日から2028/3まで、以降は4-6,7-9,10-12,1-3月ごとの四半期で区分して計算するということが問題ないでしょうか。	引渡日が令和8年9月30日の場合、初回分の利息計算期間は、令和8年10月1日から令和8年12月31日までであり、支払日は2月末日までとなります。なお、令和9年1月1日から令和9年3月31日までの分を第2回で支払います。以降四半期ごとに支払いますが、最終回分の利息計算期間は、令和23年4月1日から令和23年7月31日までとなります。
73	事業契約書(案)	サービス購入費B(割賦払い)金利計算方法	65	別紙2	1	(2)	ウ	「なお、初回については、給食センターの引渡日の翌日から初回支払までの期間により計算する。」とございますが、初回支払までの期間とは令和9年2月末という理解で問題ないでしょうか(つまり初回の金利計算は令和8年10月1日～令和9年2月末の期間)	引渡日が令和8年9月30日の場合、初回分の利息計算期間は、令和8年10月1日から令和8年12月31日までであり、支払日は2月末日までとなります。なお、令和9年1月1日から令和9年3月31日までの分を第2回で支払います。以降四半期ごとに支払いますが、最終回分の利息計算期間は、令和23年4月1日から令和23年7月31日までとなります。
74	事業契約書(案)	サービス購入費B(割賦払い)金利計算方法	65	別紙2	1	(2)	ウ	「なお、初回については、給食センターの引渡日の翌日から初回支払までの期間により計算する。」とございますが、2回目の金利についても、初回支払日の翌日から令和9年5月末の期間をもって計算するという理解で問題ないでしょうか?	引渡日が令和8年9月30日の場合、初回分の利息計算期間は、令和8年10月1日から令和8年12月31日までであり、支払日は2月末日までとなります。なお、令和9年1月1日から令和9年3月31日までの分を第2回で支払います。以降四半期ごとに支払いますが、最終回分の利息計算期間は、令和23年4月1日から令和23年7月31日までとなります。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
75	事業契約書(案)	サービス購入費B(割賦払い)金利計算方法	65	別紙2	1	(2)	ウ	「各回の支払において、期間3か月(0.25年)後取として計算する。」とございますが、元利均等額を算定するにあたり、各四半期の利息計算について0.25年計算ではなく、実際の日数計算/算定することは提案上問題ございませんでしょうか？	可とします。
76	事業契約書(案)	サービス購入費B(割賦払い)金利計算方法	65	別紙2	1	(2)	ウ	入札に際して適用すべき基準金利をご教示頂けると幸いです。	提案審査書類作成要領に記載のとおり、入札参加資格が確認された者に別途通知します。
77	事業契約書(案)	サービス購入費B(割賦払い)金利計算方法	65	別紙2	1	(2)	ウ	施設整備の割賦払分について、元利均等払いの計算において税抜元本価格等に端数が生じた場合には、初回または最終回にて調整を行うなど事業者の提案に基づく形で問題ございませんでしょうか。	最終回で調整してください。
78	事業契約書(案)	維持管理・運営に係る対価(サービス購入費D・E)	66	別紙2	1	(4)	ア	配送車をリース調達する場合のリース料は、サービス購入費D(固定料金)に包含するとの認識で相違ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
79	事業契約書(案)	別紙2 サービス購入費の算出方法及びサービス購入費の支払方法	66	別紙2	1	(4)	ア	SPCの管理・運営(出納・決算・精算業務等)に係る費用はサービス対価の「その他費用」として支払われる認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
80	事業契約書(案)	維持管理・運営に係る対価(サービス購入費D・E)その他費用	66	別紙2	1	(4)	ア	SPCの清算費用については、その他費用に含めて問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
81	事業契約書(案)	維持管理・運営に係る対価(サービス購入費D・E)その他費用	66	別紙2	1	(4)	ア	SPCの予定利益およびそれに課税される法人税等については、その他費用に含めて問題ないでしょうか？	お見込みのとおりです。
82	事業契約書(案)	サービス購入費D(固定料金)	67	別紙2	1	(4)	イ	「事業者が提案書類において提案した金額に基づき、年度ごとに固定された金額を支払う。」とございますが、維持管理運営期間における固定料金総額を、当該期間に渡り平準化するという理解で問題ないでしょうか。あるいは年度の4回の支払額を同額にするという意図で、年度が変われば金額が異なる提案も可能という理解でしょうか。	記載のとおりです。 同一年度内の金額が固定されていれば、提案金額が年度ごとに異なる提案も可とします。
83	事業契約書(案)	変動料金の考え方	67	別紙2	1	(4)	エ	「アレルギー対応食の場合は、 $a+b$ が1食当たりの料金単価、ミキサー食の場合は、 $a+c$ が1食当たりの料金単価、アレルギー対応食かつミキサー食の場合は、 $a+b+c$ が1食当たりの料金単価となる。」とありますが、入札説明書内の「入札時算定用年間給食提供食数」にアレルギー対応食かつミキサー食はありませんので、入札価格の算定に当たってはアレルギー対応食かつミキサー食は考えないものという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
84	事業契約書(案)	提供日数の見直し	68	別紙2	1	(4)	エ	<p>提供食数の見直しで行われるのは固定費の増減という理解でよろしいでしょうか。その場合、固定費は社員の給与や水光熱料金の基本料金等、提供日数に関わらずに発生する費用となります。</p> <p>提供日数の増減に関しては変動費のみの対応として頂き、固定費の変動はなくて頂けますようご検討お願いします。</p>	原案のとおりとします。
85	事業契約書(案)	提供日数の見直し	68	別紙2	1	(4)	エ	<p>1年間の提供日数が180日以上200日以下とならない場合は見直しを行うとありますが、要求水準書P.8で「給食基準日数は、年間185日である。(令和4年度平均回数:171日)」とあり、上限に比べ下限の設定が厳しいため、「170日以上200日以下」としていただけますでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>なお、1年間の提供日数の見直しは、施設稼働日190日/年を基準としたものであり、配送校の給食基準日数(年間185日)や実施日数(令和4年度平均回数:171日)に左右されるものではありません。</p>
86	事業契約書(案)	サービス購入費B(割賦払い)の改定	70	別紙2	3	(2)	ア	<p>サービス購入費Bの物価変動に伴う改定に調理設備の記載が含まれていないですが、建築、電気、空調、給排水と同様に調理設備も物価変動の対象に含まれているという理解で宜しいですか。</p>	お見込みのとおりです。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
87	事業契約書(案)	別紙2 物価変動に伴う改定	70	別紙2	3	(2)	ア	<p>物価変動リスクの確認のため質問します。 ③の改定方法に「提案審査書類の受付締切日の属する月の指標値と、令和7年5月から7月までの指標値の平均値とを比較し」と記載があります。入札説明書によると提案審査書類の受け付け期限が令和6年8月9日となっていることから、令和6年8月から令和7年5月から7月までの指標値の平均値と比較ということで宜しいでしょうか。 また、それ以降の期間についての改定についてはどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>前段について、改定率aは、令和7年5月から7月までの指標値(確定値)の平均値/令和6年8月の指標値(確定値)で求めることとなります。 後段について、サービス購入費Bの改定は、想定していません。</p>
88	事業契約書(案)	サービス購入費の改定	70	別紙2	3			<p>配送車両調達に係る物価変動については、購入の場合は、改定は行わない。リースの場合は(4)サービス購入費D(固定料金)の改定に則り改定するとの理解で相違ございませんでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
89	事業契約書(案)	サービス購入費の改定	70	別紙2	3	(2)	ア②	<p>物価変動の基準指標として「工事原価」とありますが、近年において「設備」の指標値が社会情勢を鑑みて上昇傾向となっており、「工事原価」では、給食センター整備の高い割合を占める設備工事に対する物価変動が不適合な状態となっております。令和6年1月19日付け府政経シ第24号として内閣府政策統括官から各自治体向け通知「PPP/PFI事業における物価変動の影響への対応について」を踏まえ、設備工事に対しては、基準指標を「設備」に変更していただくことは可能でしょうか。又は改定時に下記(参考)指標状況の通り「工事原価」との差が著しい場合は協議いただけますでしょうか。</p> <p>(参考)指数状況 ・「工事原価」:2024年1月131.6－2023年1月126＝5.6 ・「設備」:2024年2月124.5－2023年2月113.1＝11.4</p>	原案のとおりとします。
90	事業契約書(案)	サービス購入費の改定	70	別紙2	3	(2)	ア③	<p>令和6年1月19日付け府政経シ第24号として内閣府政策統括官から各自治体向け通知「PPP/PFI事業における物価変動の影響への対応について」を踏まえ、工期内に材料高騰等により物価変動が不適合になる場合には協議・変更できる旨を事業契約書に追記して頂きたく、次の例文を追記することをお認め頂けますでしょうか。</p> <p>例文)労務費・原材料費・エネルギーコスト等により本事業の実態に適合しなくなったりした場合は、改定方法を市と事業者間で協議して定めるものとする。</p>	原案のとおりとします。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
91	事業契約書(案)	サービス購入費の改定	70	別紙2	3	(2)	ア	サービス購入費Bの改定方法について、「提案審査書類の受付締切日の属する月の指標」と記載がございますが、「入札説明書の公表日の属する月の指標」と読み替えていただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
92	事業契約書(案)	サービス購入費の改定	70	別紙2	3	(2)	ア	サービス購入費Bの改定方法について記載がございますが、昨今の資材高騰、労務単価上昇に鑑み、物価上昇の状況によりましては、別途物価上昇の反映につきまして、ご協議頂ける余地を残していただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
93	事業契約書(案)	サービス購入費D(固定料金)及びサービス購入費E(変動料金)の改定(N年度の改定方法)	71	別紙2	3	(4)	ウ	「(N-1)年度のサービス購入費に、X年度の指標の平均値と(N-1)年度の指標の平均値に基づいて設定した改定率(小数点以下第4位未満は切り捨てる。)を乗じて改定する」とございますが、結果算定された年間のサービス購入料に係る端数は切捨てという理解で問題ないでしょうか？また四半期ごとに算定するにあたり(年間額を÷4するにあたり)発生した端数は、四半期末で調整する理解で問題ないでしょうか？	前段について、算出されたサービス購入費に1円未満の端数が生じた場合は、切捨てとします。後段について、お見込みのとおりです。
94	事業契約書(案)	サービス購入費D(固定料金)及びサービス購入費E(変動料金)の改定(N年度の改定方法)	71	別紙2	3	(4)	ウ	サービス購入費E(変動料金)の改定においては、N-1の単価に改定率を乗じ、結果算定された各料金単価について、小数点以下第2位(未満切り捨て)という理解で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
95	事業契約書(案)	維持管理・運営業務モニタリング及びサービス購入費の減額	74	別紙3				施設整備に係る対価(サービス購入費AおよびB)については、維持管理業務期間におけるモニタリングによる減額対象外という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
96	事業契約書(案)	維持管理・運営業務モニタリング及びサービス購入費の減額	74	別紙3				維持管理業務期間におけるモニタリングによる減額の対象には、施設整備に係るサービス購入費(サービス購入費AおよびB)は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
97	事業契約書(案)	様式2 保証書の様式	82	様式2				「保証人は、事業契約【第31条/第47条】に基づく事業者の相模原市に対する債務(以下「主債務」という。)を連帯して保証する。」とありますが、備品調達・設置を請け負う企業は第47条を削除した保証書、本体工事・解体工事を請け負う企業は第31条を削除した保証書を提出との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	事業契約書(案)	別表 サービス購入費各回支払内訳	84	別表				端数が生じた場合、当該端数は事業者の提案で調整してもよろしいでしょうか。	年度単位の最終回での調整としてください。
99	事業契約書(案)	サービス購入費各回支払内訳(サービス購入費D及びサービス購入費E)	86	別表				固定料金のサービス購入費の【税抜金額】について、年間のサービス購入費を四半期ごとの支払いに期間按分した際に発生する税抜価格での端数については、「年度単位の最終回」による調整で問題ないでしょうか。あるいは各回の支払で切捨てでしょうか。	年度単位の最終回での調整としてください。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
100	事業契約書 (案)	サービス購入費各回支払内訳(サービス購入費D及びサービス購入費E)	86	別表				固定料金及び変動料金のサービス購入費の【消費税】について、四半期の支払ごとに算定した消費税額(各四半期毎の合計額に消費税率を乗じて、端数切捨てた金額)を採用する理解で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。